

<p>保健師などから情報を集めていく。いずれにしても、以上のような情報を集めながら、いつ頃から家族の中でどんな変化が起きてきたのかを考えていき、いちばん自然な家族へのアプローチを探る。もちろん、急に子どもの姿が見えなくなる等の緊急性・重篤性を考慮して、訪問・現認・保護する場合もある。</p>	<p>のか」を子エックせよ 解説 家族支援を展開していくためには、先述したように、実親と子どものひとり親家庭への支援となるか、あるいは実親のパートナーも含んだふたり親への支援となるか、そのいずれかになる。後者の場合、いうまでもなく、パートナー、すなわち虐待者の行動が改善することが不可欠である。しかし、血縁関係にない第三者が入って家族を構築するのは、少なくとも児童相談所に対峙する虐待家族を見る限りは、容易なことではないといえる。なぜなら、子どもと第三者が、実親をめぐってライバル関係一どちらも、実親の愛情を独占したがる一になってしまっていることが多いからである。そこで、パートナーは、ホンネでは、子どもとの関係を何とかしたいというよりも、子どもは嫌い、実親との関係だけを求めているということが多い。よって、先述したように、実親に「子どもとパートナー、どっちと一緒にいたいのか」という迫り方をすることになる。</p> <p>こうした傾向があることを踏まえて、実親がパートナーと別れないと決めた場合、「さて、このパートナーは、子どもとの関係も何とかしたいと思っっているのだろうか」ということを慎重に見極める必要が出てくるのである。</p>	<p>ば（実親が子どもを守れていないければ、危ないので、職権保護を実施する確率が高くなる。一方、どの誰がどうやって虐待をしているかがわかれば、実親に焦点を当てずに、加害者に直接アプローチして（警察と連携するなど加害者を止める手立てをして）、改善を図れるか模索することになるし、一時保護の解除もやすくなる（保護の解除は、もちろんパートナーが現れる以前に虐待が起きていなかったことが要件となる）。</p>
<p>✓ 実親が子どもを守れるのか子エックせよ 解説 実親に会ったときに、パートナーから子どもの安全を守れるかどうかを確認する。実親が守れない、あるいは守れないという場合には保護する。</p> <p>✓ パートナーについては、保護者としての自覚を持っているかで見極める 解説 実親が、「私は虐待していない」といっても、時折来るパートナーを止められないのであれば、「子どもを守ることでできないあなただけに置いておく訳にはいかない」と明確に伝える。すなわち、関係性の観点から見れば同居と同じだと見てもよいことである（これは支援段階でも適用する考え方である）。実際、実親が困ると、パートナーが全面に出てくるということがあったが、非同居であるとか、入籍してないとかに関係なく、パートナーも含めてふたりの保護者として対応していき、「私たちは子どもを守るのが仕事だ。それに対して、あなたたちはど</p>	<p>✓ ひとりの親家庭のときの状況を調べよ 解説 保護したあと、保護の解除にあたって重要になる情報である。保護を解除するためには、子どもの安全が確保できることが最優先されるが、このとき虐待者はパートナーだけであるということ、が確認されていないければならない。言い換えると、実親がともとも虐待傾向があるのであれば、パートナーと別れる決断を実親がしたとしても、簡単には返せない。</p> <p>✓ 子どもの怪我の状態を子エックせよ 解説 どのケースでも調査することであるが、虐待の発生状況が見えてこないという先述した理由であれば、まずまずその後の判断では、子どもへの危害状況を重視しなければならぬ。重篤であれば、職権保護を考えながら、児童相談所が介入するという判断になる。</p> <p>✓ 実親の意向を確認せよ</p>	<p>ば（実親が子どもを守れていないければ、危ないので、職権保護を実施する確率が高くなる。一方、どの誰がどうやって虐待をしているかがわかれば、実親に焦点を当てずに、加害者に直接アプローチして（警察と連携するなど加害者を止める手立てをして）、改善を図れるか模索することになるし、一時保護の解除もやすくなる（保護の解除は、もちろんパートナーが現れる以前に虐待が起きていなかったことが要件となる）。</p>

うするつもりですか」ということを確認していく。当然、自覚がなく、先述したように、実親が子どもを守れないのならば、保護という判断に結びつく。

✓ 児童相談所の援助にのってやるかを重視せよ

➤ 解説

これは、あとで支援を展開していく上で、重要な要因となる。やはり、非同居であるとか、入籍していないとかに関係なく、ふたりないし実親が児童相談所の援助を得て、適切な子育てをしているという意向があるのか、ちゃんと見極めておかなければならない。

➤ 解説

実親と直接会うときには、二者選択を迫ることになる。つまり、「こういう通告があって、これだけの危害が生じている。私たちはあなたのパートナーが虐待していると考えているので、パートナーとあなたが一緒にいることを選べば、児童相談所としては放置できません。あなたはその人との関係をどう考えていますか」という話をし、実親の意向によって、その後の対応を決めることになる。

とくに、パートナーがDV加害者であったり、ストーカー的であったりする場合で、実親と連携できれば、警察と協力し、立件するほどの物的証拠がなくとも、加害者に対する警察の事情聴取や警告が可能になってくる。

✓ 率直に話ができるかどうか

➤ 解説

家庭条件について率直に話ができるのであれば、市町村に委ねることができる（児童相談所はスーパーヴァイザー役になればよい）。

このとき、実親がパートナーの味方ではなく、援助者との連合を図って、子どもの味方になることが前提条件である。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
<p>家族特性要因</p> <p>1：虐待者婚姻もしておらず、同居もしていないが、影響力のあるパートナーである場合 虐待家族に内縁関係にあるパートナーがいる場合 ～ 支援のポイント ～</p>			
<p>✓ DV が発生していたら警察の対応も考慮せよ</p> <p>➤ 解説 親権者でも何でもない者が暴力をふるってやるわけだから、犯罪のおそれありということで、警察に通報するということもある。それで実親とパートナーの関係性が変われば、具体的には両者の接触がなくなり、子どもの安全が実親のもので確保されるなら、保護を解除していくという道筋がつけられる。</p>	<p>✓ 見相の優位性を活かして、実親がどうするか問うという姿勢を保て</p> <p>➤ 解説 保護というのはそのままに児童相談所の優位性を示したものが、それをやるからには、優位性を示した児童相談所がちゃんと条件を示すことが、家族支援を展開する前提になる。とくに親権を持つ実親に対して、「私たちは今のあなたたちについてこう考えているが、どう整理をしていくのか」ということを確認していくことになる。別れない場合には、パートナーに親としての自覚を持ってもらうのか考えてもらう。その場合には、パートナーの力も考えなければならぬが、「児童相談所の援助にのって行くか」というアセスメントが、ここで効いてくる。</p>	<p>✓ 一貫した態度をとれ</p> <p>➤ 解説 この家族特性に限ったことではないが、虐待ケースには膠着性、つまり「変わらなさ」という特徴がある。膠着性の背景には、利便性とかしらがみとか、今ある状況を支える要因がある。膠着性を変えるためには、アディクションの考え方と同じで、よほど強い刺激を与えて、現状を維持できないという事態と直面させるしかない。だからこそ、28 条申立や職権保護が効いてくる。</p>	<p>✓ 子どもの安全を中心に考えよ</p> <p>➤ 解説 先述したように、児童相談所の関心は子どもの安全にある(あくまでも実親の意向は重要であっても二の次である)。したがって、実親と連携できなければ、実親が子どもを守れていないという事実に基づき、保護を継続するという選択肢をとる。</p> <p>このとき、実親がパートナーと別れないという選択をしようが、それについては児童相談所は口を出せる立場ではないので、「今のままでは返せませんよ」ということだけを伝えて、変化を迎えることになる。</p>
<p>✓ 実親自身ができることができるかを条件とせよ</p> <p>➤ 解説 ふたりで子どもを育てるといふのであれば、そしてそれが説得力あるものなら構わないが、パートナーが現れず、児童相談所と接触できないようであれば、親権者である実親に隔わりを絞ればよい。逆にいえば、虐待者が家庭外の人だとわかっている、実親が守れていないという実態があり、その上、虐待者が登場しなければ何の制裁も受けられないというのであれば、危なすぎず児童相談所としては返せないというしかないということである。</p>	<p>✓ 虐待者が追いかけてくる場合を想定せよ</p> <p>➤ 解説 実親が別れることを決意すると、虐待者があるらめる場合もあるが、そうではない場合もある。虐待者は実親との関係で得られる利便性などがあることに拠る。よって、虐待者がかなりしつこく追いかけてくるようであれば、実親と話し合いながら、弁護士を立てて内縁関係の解消をするとか、親子が逃げの手立てをする、具体的には他県で生活保護や母子生活支援施設を使えるようにすることかを考える。そのとき、婦人相談所と連携することもある。</p>	<p>✓ 話し合いができることを要件とせよ</p> <p>➤ 解説 保護者と児童相談所で率直な話し合いができるかどうか。できるなら、児童相談所が出て行かなくてもよい。</p> <p>率直な話し合いができるということは、話の現実感があるということである。たとえば、「これからはだいたいじょうぶです」といわれても、具体的にどんなふうになんかだいたいじょうぶなのかが話せて、児童相談所側が了解できるといふことである。「自</p>	<p>✓ 一時保護をうまく使い</p> <p>➤ 解説</p>

<p>児童相談所の優位性を活かすということは、先述したように、何かあれば保護するということがあるが、ただその一方で、レスパイト的に保護所を利用することも考えておくべきである。とくに、親がSOSを自分で出せるようになったとき、それをうまく受け止め、子どもを一時預かり、そしてまた落ち着いたら返すということを繰り返して、家族支援を展開している。</p>	<p>✓ DVが絡んでいる場合、ふたりが別れないと仮定して対応せよ</p> <p>➤ 解説 こうした家族あるいは夫婦は、DVが絡んでいる場合が多い。DVケースでは、一方がパートナーに対する悪口をワツとしたりする。そこで児童相談所がその人と一緒にあって「向こうが悪いね」といったりすると、今度はふたりに児童相談所を攻撃してくる。実親が別れることをきっぱり決意しているのであればよいが、そうでない場合は、ふたりがこの先も一緒にいるだろうということを見据えながら対応していく。少なくとも、児童相談所の立場として、家族関係をどうしろとかいう指図はできないと考えておいた方がよい。</p> <p>また、DVケースの場合、実親も不適切な対応をしているということも少なくない。暴力的なパートナーと一緒にいるという実親のパートナーナリテイの弱さがベースにあるわけで、したがって、別れたとしても、すんなり返すというより、実親の弱さを支えながら、ひとり親家庭への再統合を計画することを考えなければならぬ。計画することを考えなければならぬ。それに、すぐに別</p>	<p>✓ 第三者による養育の可能性を考える</p> <p>➤ 解説 実親がパートナーと離れられない実情があるとしたら、第三者の養育可能性というものも、頭には入れておく。これも、家族特性に限らず、一般的な調査で行われることであるが、この可能性も把握して、実親と改善のための手立てを考えることも行う。</p>	<p>分が決めるのではなく、上司が決めるので詳しく教えて欲しい。」「それじゃ、上司は雇用してくれないかなあ」(具体的になぜ虐待が起こってきたか、そしてどうしてそれが再発しないかがわかるように話してください)、「別れて、その人を家に入れないといつても、合鍵は持っていないませんか」(一鍵を変えてください)といった、想像力が求められる。エクスパートは、経験上、安全確保のためのチェックリストを頭の中で持っているが、安全確認のための想像力がとくに求められる。</p>
<p>✓ 児童相談所が関与できるかで家庭復帰を考えよ</p> <p>➤ 解説 保護した子どもを返すときには、安全確認や緊急対応ができるよう、児童相談所が関与することを相手が受け入れていることを条件としなければならぬ。児童相談所の代わりに、保育所や学校でも構わない。</p> <p>条件を受け入れたにも関わらず、居留守を使うなどして会おうとしない場合には、保護の具体的なタイミングを待つことになる。</p>	<p>✓ 保護したらこれまでの実親の苦勞や努力を評価せよ</p> <p>➤ 解説 職権保護などの強権的なアプローチをとると同時に、「あなたなりに子どもに愛情がありますよね。子どもを大事に思っていますよね。今まで一生懸命育ててきて、子どもと良い関係だったことを、私たちも認めてるんですよ」ということを強く伝えていく。保護すると同時に保護者への援助の姿勢を強く打ち出して面接をすると、実親はど</p>	<p>✓ 保護したらこれまでの実親の苦勞や努力を評価せよ</p> <p>➤ 解説 職権保護などの強権的なアプローチをとると同時に、「あなたなりに子どもに愛情がありますよね。子どもを大事に思っていますよね。今まで一生懸命育ててきて、子どもと良い関係だったことを、私たちも認めてるんですよ」ということを強く伝えていく。保護すると同時に保護者への援助の姿勢を強く打ち出して面接をすると、実親はど</p>	<p>めることを意味するものではない。</p>

れたりするわけでもないのに、夫婦も別れたりく
ついたりを繰り返して、親子も別れたりくつ
たりを繰り返しながらするプロセスを支援して
いくというのが実際だろう。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
家族特性要因 1：虐待家族がステップファミリーである場合 ～ アセスメントのポイント ～			
<p>✓ ステップファミリーの結びつきに注意せよ</p> <p>➤ 基本的に、ステップファミリーだから虐待を起すわけではないという事は押さえておくべきである。母親ひとりですとパートナーが連れてきた子どもを何人も、可愛いからといって育てている例もある。</p> <p>それよりも、ステップファミリーという形に、それぞれの年齢とか社会経験のバランスという情報を加味して、なぜ虐待がこのステップファミリーで発生したのかを考え、理解していく。そうすると、父方、母方のそれぞれの事情というのが見えてくる。</p> <p>たとえば、年齢が若い者同士のステップファミリーは、社会経験等を勘案すれば一般的にはリスクが高いといえるし、思春期女子のいる母子家庭がステップファミリーになって、あまりに親密な義理の父娘関係が見られる場合には、性的虐待が発生していることも経験的には考えられる。これらは、30歳前後で乳幼児を抱えて「お互い支えあいましょう」という再婚家庭とは異なり、(一般的に考えれば、双方とも社会経験もあって、お互いにひとりで親家庭で独立してやっ</p>	<p>✓ 子どもがスケープゴートになっていることが多いので、家族システムの評価をせよ</p> <p>➤ ステップファミリーで虐待が起きている場合、連れ子が虐待されることで家族がまとまってくる事が考えられる。継父、継母のどちらかが強く、またその強い方のきょうだいも「あいつが悪い」といっていじめたりしている。つまりは、強者に適応して、家族の中で生き残ろうという動きが見られ、強弱の順序付けが行われているという事である。</p> <p>そのため、その子どもが保護されると、家族がバラバラになってしまう、ほかの子どもも虐待され始める、離婚してほかのステップファミリーを形成して虐待を行うということがある。この減少のベースには、親自身のバランスの悪さがある。親が経済的なり精神的なりに依存してステップファミリーになっているという見立てをしておいた方がよい。親自身が被虐待経験を持っていて、虐待的な人間関係でしか子どもを育てられないということもある。</p>	<p>✓ 子どもと継親の関係を見る</p> <p>➤ 内縁者等からの虐待が発生している家族と同様、血のつながりがないということは、ひとつのリスクである。もちろん、健全な家族であれば、そのことを乗り越えていく手立てを持っているだろうが、一定の重篤性・緊急性を示す家族では、必ずしも家族の力だけに頼ることはできない。血のつながりがないということは(実親であっても、施設に預けていた期間が長い場合は同様)、根この部分で情緒関係が形成されていない可能性が考えられる。情緒関係がないと、子どもも不安定になる。親が対応しようとしても、基本的信頼感がない分、なかなか対応がうまく効かない。親はそれを見てイライラする。こういう悪循環が続いてしまった上での虐待だと、すでに子どもをマイナス、マイナスの方向性で見えるパターンができてしまっている。それを急に変えてくださうということも難しいわけで、親子分離で距離をおくことを考えなければならなくなる。</p> <p>言い換えれば、親とくに継親と子どもの関係性ができていないということは、その後の展開の礎となるものなので、しっかりとアセスメントしておかなければならない。</p>	<p>✓ 加害者が誰かを特定せよ</p> <p>➤ 虐待者が誰かによって、家族システムがまったく異なる。虐待者は、①実親、②継親、③子どもの3つが考えられる。</p> <p>①の場合、引け目を感じていることが引き金になつているかもしれない。たとえば、継親に叩かせたくない(手をかけさせたくない)と思つている場合が考えられる。その背景には、継親が神経質、うるさい、手を上げやすいなどといったことがある。つまり、継親に気を使うという心理が働いている可能性がある。</p> <p>②の場合、それまで別の文化・生活様式の中で生きていた二人が一緒になって、摩擦、あるいはうまくいかなかったが生じていると考えられる。うまくいかせるために、あわない子どもを押さえつけるという事で虐待が発生する。</p> <p>家族心理としては、a.(何から何まであわないから)気に入らない、b.義理だからこそちゃんと言わせなければいけない、c.人の子だから構わない(放置)という3つが考えられる。こうした背景があることを理解しながら関わりを始める。</p> <p>③の場合、性的虐待がある可能性は高い。また、自然なこととして、子ども同士の権力争いがある</p>

<p>ずなのに) 経済的あるいは精神的依存(未成熟性)が背景にあって、「ひとり親家庭ではやっではない」という選択をしていることいえる。</p> <p>当然、こうしたアセスメントができていれば、家族支援の局面では、その依存関係を解消するための条件を提示していくということにながっていく。</p>	<p>もちろん、虐待をしていない親が、その間を取り持つ力があればよいともいえる。ただ、現実的には、それができないから、重篤なケースとして入ってきているのだという発想をするのが自然である。</p>	<p>これは、㊸-a と同じで、異なる文化・生活様式を持った者同士なので、どうしても相容れないところがあり、結果としてお互いに(同じ部屋にいても)干渉しない、あるいは力でもう一方を押しさえつけないという行動に出るものと考えられる。</p>
--	---	---

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
家族特性要因 1：虐待家族がステップファミリーである場合 ～ 支援のポイント ～			
<p>✓ 親とコミュニケーションを図れる工夫をせよ</p> <p>➤ 解説 限界はあるが(例、人格障害)、たとえば、親の知的能力が低いということであれば、いきなりいくつもの課題を提示しないなど、家庭復帰の条件を提示する方法を工夫しななければならぬ。地域でどういうバツクアップがどれだけ必要なのかを見極めるためにも、付き合っってコミュニケーションを図らなければならぬ。</p>	<p>✓ 学校や児童相談所に攻撃の矛先を向け、子どもがスケープゴートになる時間を減らせ</p> <p>➤ 解説 家族のシステムを作り変える必要がある。学校や児童相談所に攻撃の矛先を向けさせて、子どもがスケープゴートになることを防ぐということもある。ただし、これはいつまでもやっていられないものではない。</p>	<p>✓ 家族の形を変えようという選択肢もある</p> <p>➤ 解説 そのままの家族の形では家庭復帰は困難である。家族だけではどうもうまくいかないから近くの親族に預けるとか、虐待者がパートナーと別れたくないからという理由で別に部屋を借りて住むとか、離婚して虐待者が家から出ていくとかの変化が起き、リスクが大きくなるようであれば、在宅(親族も含む)ということも見えてくる。</p>	<p>✓ 親教育プログラムを活用せよ</p> <p>➤ 解説 先述したアセスメントで、①のタイプに該当する虐待者に対しては、現実感を持って話ができるということが前提だが、親教育プログラムや家族療法の場を用意して、活用することができ、5回くらいはそうした場を通して、暴力ではなく、ことばで気持ちを伝える方法を覚えていくのが理想であろう。</p> <p>また、異なるふたりが一緒にいるのだから、あわなくて当然だ。義理だからといって熱心になるのも当たり前だという意識も、援助者はどこかで持っていないければならぬ。</p>
<p>✓ 未成熟性を変えようことは難しいということ踏まえ、子どもの成長を支援することも考えよ</p> <p>➤ 解説 親を変えようのは決して容易ではない。だから、現実的には、施設にいる子どもの成長を待つという選択肢も考えなければならぬ。</p>	<p>✓ 施設措置した上で、適切な親子関係の距離感を保たせるのが現実的</p> <p>➤ 解説 子ども自身も、家族の中で適応してしまっって、スケープゴートの役割を引き受けてしまっっている。家族も子どもを必要ないと考えていることが多く、家庭復帰は難しい。現実的には、とくに過剰適応してしまっっている思春期の子どもなどは、施設入所措置をして、離れた中での親子関係を作っっていくことになる。</p>	<p>✓ 面会を重ねていいイメージを持たせるようにせよ</p> <p>➤ 解説 繰り返しになるが、施設入所になるようなケースでは、家庭復帰は難しい。スケープゴートになっていた子どもが保護されることで、先述したように家族成員間の関係が変わることもあるが、子どもも家族が安定してしまっるところも多い。その場合には、面会を繰り返して、ほどよい親子の関係性を、親子とも学習していくことが現実的である。無理矢理に物理的に一軒の家に押し込めるのは難しい。この場合、きわめてノーマルな家族</p>	<p>✓ 実親と連携せよ</p> <p>➤ 解説 先述したアセスメントで①-bのタイプ、つまり「義理の親だからこそしっかり育てなければ」と思っって虐待に至っっている場合には、実親と連携して、夫婦間の役割分担を明確にする援助を行うことが有効である。それにより、母親の過剰な意識を軽減できる可能性がある。</p>

関係を達成するということは難しい。家族再統合
という概念をここまで広げて促えていくことが
必要だろう。


エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
<p>児童相談所との関係性要因 1：虐待者に援助に対する動機付けがない場合 ～ アセスメントのポイント ～</p>			
<p>✓ (データなし)</p>	<p>✓ 保護者の精神状態、保護者が一人か二人かで態度が変わることに留意せよ ➤ 解説 同じ人間でも、興奮状態のときと落ち着いたときとで違うし、一人で話をするか二人で話をするかによっても違う。 最初は、「お二人で」といって来所してもらったが、わけて話を聞くことも大事である。ただ、それをいうと向こうがカッとなるので、片方が煙草を吸いにいくタイミングなどをうまく話かすとか、2-3回目の面接で「お父さんは仕事で大変だから、今度はお母さんと」というような流れの中で、同別的なアセスメントをする。 ただ、こうした面接ができる状態になるまでが大変なので、後述する支援のポイントを重視して対応を優先させることが多い。</p>	<p>✓ 子どもが援助を求めているかチェックせよ ➤ 解説 親とも対立し、子どもとも対立すると、後々の援助がうまくいかない。また、援助を拒否しているのが、裁判所への申立に対してどういうイメージを持っているのか、家に対する嫌がっているのかといったことを必ず裁判所は確認してくる。そのため、子どもの意志確認は、この要因が見られる場合には、とくに重要である。なお、幼児の場合には、愛着関係の査定をきっちりとしておかないければならない。 子どもがどう思っているのかわからないような場合には、心理職が何回か家庭訪問やほかの方法で接触し、保護するかどうかを判断する。そのとき、子どもは家から離れて生活するイメージを持っていないので、子どもがある一定年齢(小学校高学年)以上であれば、一時保護所や施設の情報を与える。それにより、あとから子どもが保護を求めてくるということもある。</p>	<p>✓ 身近な機関とどれくらい関係がとれるのかを確認せよ ➤ 解説 こうした人たちは、被虐待経験があるのかもしれない。そう考えると、信頼関係が築けないのは当たり前である(逆にいえば、人を信用する力のあれば、虐待をする前に相談に来るなどの対応ができていないはず)。児童相談所が対応する人たちの多くは、こうした人たちであり、このこと自体をいちいち問題にはすることはない。 だからこそ、いかに虐待者が安心できる場を確保するかに、心を砕くことになる。アセスメントの段階では、病気のときに助けてもらっている医療機関や、子どもを預かってもらっている託児施設とのつながりが、援助を開始する手がかりとしては最も有用なものであると考え、誰かこの人が安心して話ができる人がいるかを調べることを重視する。</p>
		<p>✓ 子どもと会いたがるかチェックせよ ➤ 解説</p>	

保護してから、保護した子どもと会いたがるかどうか、子どもと別れたいと思っっているかどうかは調べる。そう思うのであれば、支援段階とも絡むが、改善の条件をめぐって取引をすることになる(たとえば、「保育所を利用するなら返す」「定期的な訪問を受け入れられるなら返す」等)。

ただ、親は子どもに対して純粋な愛情があるというより、「子どもがいないと親としての体面が保てない」「子どもに自分の存在感を保障してもらっている」「養育費をもらうため」など、歪んだ形で子どもへの執着を持っている場合も多い。したがって、単なる取引というのではなく、その執着との関係も理解し、アセスメントしておくことが前提である。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
児童相談所との関係性要因 1：虐待者に援助に対する動機付けがない場合 ～ 支援のポイント ～			
<p>✓ 会ってくれることを大事にせよ 解説 保護するような事例なら、拒否しているうちは返さない。ただ、援助に対して拒否していても、会ってくれるのであれば、「ほかにいい方法ないかね」ということで関わって行って、次の手はあると思う。</p> <p>✓ 関連機関との関係を活かせ 解説 福祉事務所や保健所なら応じるという場合がある。そのあたりは押さえっておかなければならない。</p>	<p>✓ 児童相談所のスタンスを変えないこと が変化を起こす 解説 児童相談所の枠組みとなっている、子どもの権利擁護とか発達保障とかいうことを、譲らない、妥協しないということが、虐待者が折れてくることにつながる。仮に人格障害があっても、まったく変わらないわけではない。そこで児童相談所の枠組みにのってどうするかで違ってくるだろう。だから、虐待の告知が大事だし、それを告知したことをちゃんと児童相談所が堅持できかどうかで大事になってくる。</p>	<p>✓ リスクが高くない場合は、「警告」を与えよ 解説 在宅でのリスクが高くないと最終的に判断されるケースが対象である。「関わって欲しくない」「うちにはうちのやり方がある」という場合、それを急に変えろといても無理であろう。ただ、次に同じようなことがあれば職権保護をしなければならぬというルールを提示しておく。この中には、先述した家庭復帰のための取引も含めて考えてよい。そして、相手が話に応じるようになれば、在宅という選択肢になり、ソフトアプローチで対応していく。</p>	<p>✓ 身近な機関を通して長期的な関わりを 解説 先述したように、アセスメントで身近な機関とすでに交流があるというのであれば、そこをうまく利用していく（ただし、緊急性や重篤性が高い場合には、在宅という選択肢はない）。そして、その機関が長期的にかかわって、適切な子育てができるように、周囲の機関が共同してバックアップするような体制を作るなどの支援をしていく。</p> <p>✓ 児童相談所が枠組みを作れ 解説 一方、すでに関わっている人や機関がなければ、児童相談所が介入する。そうしないと、援助の土台ができない。抵抗されても関わっていつて、話し合いの土台（枠組み）を作るのが、児童相談所の仕事である。具体的には職権保護を行う。ネグレクトのケースで多く実施される。</p>
			<p>✓ 保護したあとには、関わりを持つことを支持せよ 解説 保護したあとには、応援したいということ伝える。身近な機関を紹介し、そこ話ができるよ</p>

うになれば家庭復帰も可能である。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
<p>児童相談所との関係性要因 2：虐待者が児童相談所と会うことそのものについて拒否的である場合  ～ アセスメントのポイント ～</p>			
<p>✓ 虐待者に波があることに気をつけよ 解説 一貫して会わない場合はいいが、会った り会わなかったりと波があるので注意しな ければならない。</p>	<p>✓ (データなし)</p>	<p>✓ 関係機関と関わりがあるか、どこに対 しても拒否的かを明確にせよ 解説 ソフトアプローチが有効ならそちらを使うと いう原則を適用する。どういことかという 児童相談所に対して拒否的でも、保健所や学校が 関わりを持っており、そこで話ができるのであれ ば、それを取っ掛かりにすることである。 そして、子どもに落ち着きがないとか、発達面 心配だという話が出てくるなら、そこで児童相談 所につないでもらえばよい。 取っ掛かりがない場合には、児童相談所が介入 するという選択肢につながる(立入調査や職権保 護を実施するかは、状態像次第)。警察が介入し た前歴があるなら、警察に頼んでおいて、今度何 かあったら身柄付通告として、待つということも ある。</p>	<p>✓ 児童相談所に対する恐怖感があると仮 定せよ 解説 児童相談所の児童福祉司とは、虐待をしている 保護者にとって怖い存在である。それは単に子ど もを奪うということだけでなく、考えられるの は、過去に怖い目(たとえば虐待)にあった人が、 そのときと同じ恐怖感を児童相談所に重ね合わ せて持っているということがある。そう考える と、会いたくないというはもつともな反応とい える。</p>
			<p>✓ 関係機関と関わりがあるか調べよ 解説 後述するように、児童相談所と敵対的な関係に なったとしても、別の関係機関が関わりを持てれ ば、それはそれでよい。関係機関の関与の有無が その後の対応の分岐点になるということである。</p> <p>✓ 児童福祉司の態度もチェックせよ 解説 なかには、一般的な目から見ても、横柄で威圧 的に見える児童福祉司もいる(それまでに生活保 護担当ワーカーだったりと、そうしたコミュニ</p>

ニケーションのとり方になっていたりすることもある)。児童福祉司のパーソナリティが嫌いなのか、児童相談所という機関そのものに対する忌避感が強いのかは、ちゃんと見ておく必要がある。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
児童相談所との関係性要因 2：虐待者が児童相談所と会うことそのものについて拒否的である場合 ～ 支援のポイント ～			
<p>✓ 手紙を書いたりする ➤ 解説 保護して会おうとしないのは対応しやすいが、在宅で会おうとしないのは気になるので、訪問はする。ネグレクト系は会うことすらめんどくさがるが、少しでも話をして距離を縮めていく。</p> <p>✓ 最終的には 28 条 ➤ 解説 会おうとしないのであれば、一時保護から 28 条を使っていく。</p>	<p>✓ 何でもいから話し合えるトピックを 見つけよ</p> <p>✓ 手紙によるやり取りで変化が起きる場合もある ➤ 解説 事実確認をしなければならぬわけで、まず「親の言い分が聞きたい」ということで接触を図ろうとする。また、親が自慢したことでも何でもいので、きっかけを探っていく。</p> <p>それを手紙で伝えてうまくいったケースもある。「話したい。それが子どものためになる。都合のいいときを教えて欲しい」ということやわらかい表現で書き、返信期限を示して、返信用封筒を同封して送って反応がある場合もある。</p> <p>✓ 最終的には、家庭裁判所に調停の場を設けてもらえ ➤ 解説 援助に拒否的な虐待者への対応と同じく、児童相談所の枠組みをしっかりとさせおくことが大事である。まったく反応してこないなら、子どもの保護をいつまでも引き延ばしていられるわけではないので、「親権者の放置にあたるから、家庭裁判所にあげろ」ということを手紙</p>	<p>✓ 関係機関を有効に使い ➤ 解説 先述したように、支援においても、関係機関が使えるなら、そうすればよい。</p>	<p>✓ 関係機関をうまく使い ➤ 解説 先述したように、児童相談所に対して恐怖感を抱いているのなら、児童相談所は引いてもよい。代わりに、保健所等の関係機関が出て行けばよいだけの話である。そこで安心して話ができるのであれば、児童相談所は敵であっても、何の問題もない（関係機関が虐待者と一緒になって児童相談所の悪口をいっていただけとしても構わない。もちろん、ケース検討会等で連携を取り合い、信頼関係があるのが前提である）。</p> <p>✓ 児童相談所が枠組みを作れ ➤ 解説 関係機関がすべて使えないなら、児童相談所が介入する。「援助に対して拒否的な虐待者」で述べたとおり、話し合う土台を作るという児童相談所の対応が最終的には求められる。</p>

で伝えるしかない。

エキスパート A	エキスパート B	エキスパート C	エキスパート D
<p>児童相談所との関係性要因 3：虐待者の意見が二転三転する場合 ～ アセスメントのポイント ～</p>			
<p>✓ 重度の虐待を行っているのにそれをまったく認めない保護者と同様に危険な状況であると考えよ 解説 これは、考えられない状況か、考える能力がない状況であり、人格障害、知的障害等々の背景を考慮すべきである。迎合的な態度の取にはまらないように注意してアセスメントをしなければならぬ。</p>	<p>✓ (データなし)</p>	<p>✓ (データなし)</p>	<p>✓ なぜ二転三転するのか考えよ 解説 二転三転するのは迷っているということだろう。それは人間として当たり前のことで、それぞれを責めるような態度は好ましくない。なかには、自分で1回決めたことが不安になって、意見を変え、またそのことで不安になるという、不安をベースにした二転三転が見られることもある。 ただし、人格障害（自我の強さの問題）や知的能力に問題があるのかを見極める必要がある。この場合には、後述する「一緒に迷う」という対応だけでは立ち行かない部分が出てくるので留意すべきである（後述）。</p> <p>✓ 無理に選択させていないか気をつけろ 解説 たとえば、「子どもを預けるんですか、虐待する夫と別れるんですか」といったような選択を迫れば、当然迷いが出てくる。そうした児童相談所側の態度も影響しているかもしれないことを忘れてはいけない。</p>